

畑野町自治会会則

(名称)

第1条 本会を畑野町自治会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は畑野町一円とする。

(事務所所在地)

第3条 本会の事務所は畑野町千ヶ畑西山5番地の1に置く。

(目的)

第4条 本会の目的を次のとおり定める。

市政の運営に協力し、会員相互の扶助と融和、秩序ある社会を営み、共存共栄の実を挙げ社会福祉の恩恵に浴し、産業振興と経済の健全化をはかり、もって自治の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第5条 本会前条の目的達成のため必要な事業を行う。

(組織及び運営・管理)

第6条 本会は畑野町の住民を以て組織する。

第7条 本会は各区で選出された区長、副区長、及び次項の役員をもって委員会を構成する。

区長及び組長を連絡機関とする。2項は管理について記する。

1項 委員会

常任委員会と自治委員会及び特別委員会を組織する。

常任委員会は自治会三役及び区長をもって組織する。

自治委員会は 常任委員役員及び副区長・畑野財産区管理会をもって組織する。

特別委員会は会長が専門的な検討が必要と判断した場合組織できる。

但し、区長が自治会三役に選出された場合にはその区の自治委員が常任委員となる。

2項 管理

自治会が管轄する畑野地区の私道については、区ごとに管理することとする。

(役職員及びその選出方法)

第8条 本会につきの役員をおく。

会 長 1名・副会長2名・区長8名・副区長8名・畑野財産区管理会会長・顧問

1項 自治会委員の互選による。

- 2項 1項による選出が出来ない時は自治委員会の推薦による事が出来る。
- 3項 副会長 2名 委員の中より会長が推薦し、委員の承認を求める。
- 4項 1項による選出が出来ない時は委員以外からも選出出来るものとし、委員の承認を求める。

第9条 本会に委員の互選による会計監事を2名置く。

第10条 本会に会長の任命する書記1名を置く。

(役職員の職務権限及び任期)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

委員は会員を代表し、議事に参加し、本会の目標達成につとめるものとする。

書記は会長の命をうけ、庶務及び出納事務を行う。

役員任期

会長の任期は2年とし再任は妨げない。

副会長・監事の任期は1年とし再任は妨げない。

(顧問)

- 第12条
1. 必要に応じて本会に顧問をおくことができる。
 2. 顧問は会長が本会委員会の同意を得て委嘱する。
 3. 顧問は会長の諮問に応じ本会の運営に助言すると共に委員会に出席して意見を述べる事ができる。
 4. 顧問の任期は1年とする。

(会議)

第13条 本会の常任委員会は毎年4月、7月、10月、1月に開催する。

ただし、必要に応じ臨時会を開催する事が出来る。

本会の自治委員会は次条に係わる事項を議案とし審議する場合を招集する。

第14条 次に掲げる事項は自治委員会の決議を経なければならない。

決議事項は自治委員会において3/5以上の賛同を以て決議する。

- 1、会則の変更
- 2、予算及び決算報告の認定
- 3、第5条の事業の計画並びに実施
- 4、第7条の連絡事項
- 5、その他事務に関する重要事項

(経費)

第15条 本会の経費は会費・協力費及び市の委託料、補助金、寄付金をもってこれに充てる。会費は年間5000円とする。

ただし、畑野町に定住されていない所帯については、別荘料金として年間3000円とする。

第16条 本会の会計年度は国の会計年度とする。

付則 本会則は昭和52年4月より施行する。
本会則は平成元年8月27日改正する。
本会則は平成3年4月12日改正する。
本会則は平成9年5月27日改正する。
本会則は平成12年4月1日改正する。
本会則は平成15年4月1日改正する。
本会則は平成17年4月17日改正する。
本会則は平成21年1月31日改正する。
本会則は平成26年4月27日改正する。
本会則は平成28年3月26日改正する。

